

キャンパス・ハラスメントについて

しない！させない！ハラスメント！

本学は、学生および教職員の誰もが等しく個人として尊重され、安心して学び・働けるキャンパスづくりを目指しています。

ハラスメント（嫌がらせ）は、人格の尊厳を傷つけ、人権を侵害する卑劣な行為です。本学はこのような行為を断じて許しません。万が一、ハラスメントが発生した場合には、被害者の人格の尊厳と人権を擁護するために、厳正な対応を行います。

1. キャンパス・ハラスメントって何？

大学という教育・研究の場で、主に学生に対して発生するハラスメントを言います。ここで問題にするハラスメントには三種類あり、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、アカデミック・ハラスメント（アカハラ）、パワー・ハラスメント（パワハラ）と呼ばれます。いずれも、人格権や教育権、学問の自由への侵害です。

セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)の例

- ・教材に性的なものが不必要に多い。性的なことを興味本位に話す。
- ・容姿や体型を話題にする。
- ・学生が質問などに行くとドライブや食事に誘う。
- ・指導と称して、必要以上に身体に密着したり、触ったりする。
- ・調査に行った先で、ホテルに誘う。
- ・コンパ等でお酌を強要したり、性的体験などを聞く。

アカデミック・ハラスメント(アカハラ)の例

- ・気に入った学生のみを指導したり、公正な成績評価をしない。
- ・研究等に必要な機器を使わせない。
- ・研究指導やアドバイスをしない。
- ・正当な理由なく単位を与えない。
- ・本人の希望に反する研究テーマを押しつける。
- ・学生を傷つけるネガティブな言動を行う。

パワー・ハラスメント(パワハラ)の例

- ・指導などと称して体罰や暴行・傷害行為を加える。
- ・脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言や、人前で大声で叱責する。
- ・隔離・仲間外し・無視などをする。
- ・飲み会で飲酒を強要する。
- ・経験や知識を無視した過大な役割を与え、不十分な点があると繰り返し非難する。
- ・私的なことに過度に立ち入る。

2. もし、ハラスメントを受けたら？

- ・嫌なことは嫌とはっきり抗議しましょう。
- ・信頼できる友人や身近な人にすぐ話しましょう（後日、証人になってもらうこともあります）。
- ・いつ、どこで、何をされたか、言われたかを記録しておきましょう（被害を訴える場合、それが役に立ちます）。

3. 誰に相談すれば良い？

ひとりで悩まないで！

来室・手紙・電話・メールなど、あなたがもっとも利用しやすい方法で相談してください。

- ・キャンパス・ハラスメント相談員

学部学科、事務局から教職員が選出され、その任にあたっています。詳しくはキャンパス・ハラスメント防止リーフレット「しない！させない！キャンパス・ハラスメント！」をご覧ください。

- ・学生相談室 0721-24-1049
- ・保健室（志学館：0721-24-1059直通・20号館：0721-24-0397直通）

あなたは、守られています！

- ・相談を受けたケースについては、キャンパス・ハラスメント防止委員会が責任を持って対応します。
- ・被害を受けた人のプライバシーを最優先で厳守します（氏名が出ることはありません）。
- ・加害者からの報復を含め、被害者に不利益が生じないように最大限配慮します。